

◆改訂 食品冷凍技術 正誤表 (2024/10/1 現在)

	該当箇所	(誤)	(正)
第 9 章	P.194 右側14 行目	フローズンフード	フローズンチルド
第 10 章	P.228 10.2.5 の 1 行目	設備基準	施設基準

第11章P243表11.4に関して以下の補足を行う。

冷蔵倉庫・冷凍倉庫を含む倉庫業を営もうとする者は、倉庫業法（昭和31年施行）に基づき国土交通大臣の行う登録を受ける必要がある。同年に施行された倉庫業法施行規則（＝国土交通省令）において、「冷蔵倉庫」の定義や施設設備基準について定められたほか、冷蔵室の保管温度についても「国土交通大臣の定める常時摂氏10°C以下に保たれる基準を満たしていること」と定められたが、温度区分までは触れられていない。

冷蔵倉庫の温度帯区分については、平成14年に施行された「倉庫業法第三条の登録の基準等に関する告示」の中で具体的に定められた。近年、冷凍食品の保管量の増加や電力料金の高騰等の環境変化が顕著となり、冷蔵倉庫の管理に関する法的基準を見直す必要性が出てきた。冷蔵品の保管品質を維持しながら、保管コストの増加を抑制し、より適正な取引を促進すること、また環境負荷の低減を図る観点から、冷蔵倉庫の温度帯区分を細分化する改正が令和6年4月1日に行われた。

表1に新旧温度帯区分を示す。C3級およびC2級には変更がなく、新C1級の下限值が-20°Cから-18°Cに変更された。これに伴い新F1級の上限值も-18°Cとなったが、旧F1級および新F2級の下限值である-30°Cには変更がなく、新F1級と新F2級の区分は-24°Cとなった。

表1. 倉庫業法における冷蔵室の区分と保管温度

旧区分	温度範囲	温度範囲	新区分
C3	+10°C以下～ -2°C未満	+10°C以下～ -2°C未満	C3
C2	-2°C以下～ -10°C未満	-2°C以下～ -10°C未満	C2
C1	-10°C以下～ -20°C未満	-10°C以下～ -18°C未満	C1
		-18°C以下～ -24°C未満	F1
F1	-20°C以下～ -30°C未満	-24°C以下～ -30°C未満	F2
F2	-30°C以下～ -40°C未満	-30°C以下～ -35°C未満	F3
		-35°C以下～ -40°C未満	SF1
F3	-40°C以下～ -50°C未満	-40°C以下～ -45°C未満	SF2
		-45°C以下～ -50°C未満	SF3
F4	-50°C以下	-50°C以下	SF4